

患者様の権利

新生翠病院では、医療行為は患者様と医療従事者との信頼関係の上に成り立つものであり、医療の中心は患者様であることを認識し、「患者様の権利」を制定しました。

● 良質な医療を平等に受ける権利

良質な医療を、社会的身分、信条、性別等に関わらず平等に、継続して受ける権利があります。

● 個人の人格が尊重される権利

医療を受けるにあたって、個人の人格、価値観等が尊重され、医療従事者との相互協力のもとで医療を受ける権利があります。

● 説明を受け情報を知る権利

自分の受けている治療や見通し・検査の効果や危険性、他の治療法等について、わかりやすく理解できるまで、十分な説明と情報を得る権利があります。分からなかったり、疑問に思った事について医療従事者に質問することができ、診療情報についても情報提供を受けたりカルテ提示を求める権利があります。

セカンドオピニオンといって、他の病院の医師の意見を聞くことも可能です。

● 医療に参加・決定する権利

十分な説明と情報を得た上で、医療者と情報を共有し、自分の受ける治療を自分の意思で選択し、決定する権利があります。また、してほしくない医療を拒んだり、他の医療機関へ転院・あるいは、退院する権利があります。

● 個人のプライバシーが守られる権利

診療に関する個人情報や個人のプライバシーは厳正に守られる権利があります。

● 苦情を申し立てる権利

上記の権利が侵害された場合、また苦情や不満を感じた場合、苦情を申し立てる権利があります。